

II 「古代の資料に見る畿内と東国」

森 郁夫

森でございます。私はこの瓦塔が使用されました奈良時代という時代は畿内から見てどういう時代であったのか、そして奈良時代のいろいろな物が東国にどのように現れているのか、そしてそれが畿内とどういう関係があるのかという事につきまして、お話を申し上げて行きたいと考えております。

まずこの奈良時代という時代はどのような時代であるのか、この時代については別の言葉でよく律令時代、律令体制、律令国家というような言葉が使われます。この律令という言葉は我々古代史を勉強している者にとりましては、大変心地良い響を持つ言葉でございます。この律令というものは法律でございます。文章、文字に書かれた法律、これが律令でございます。ですからこの律令国家、或いは律令時代それがイコール奈良時代と言ってもいいかと思いますが、律令制度が整って、そしていろんな文化が各地に広まって行く、そしてここに有りますような瓦塔も出現するというような筋書きでお話を申し上げて行きたいと思っております。

律令国家と言いましょか、律令体制というものが確立したのはいつであるのか、これは議論の分かれるところでございます。人によりましたらいわゆる大化改革の頃からだというようにおっしゃる方もいらっしゃいます。いやそうではないんだ、天智天皇が近江に遷都され、近江令という法律を作られますが、その頃からである、いやいやもっと後なんだ。天武天皇の飛鳥浄御原律令からなんだ。いやいやそうじゃないんだ大宝律令からなんだ。いろんな意見がございます。そのいろいろな意見がある中で実際に法律に基づいて国家がどのように運用されたのかという事を見てまいりますと、考古学をやっておる人間から見ますと、大宝律令が制定されそしてそれが運用される。其の時期に確立したのではないか。そんなふうに思えます。その法律に基づいた行政が行われる。そして言うなれば国家が栄えるというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、万葉集に歌われておりますような「咲く花の匂うが如く」そういうような国が造り上げられたということになります。勿論その中にはいろんな事がありましたが、大変不幸な最後を遂げます、その長屋王事件もありました。あるいは奈良に大仏を造ろうという、国家の財政を傾けるといような事もありました。しかし、とにかく大宝律令という法律で国家が運営されていく、とにかく国が栄えて行く。しかしそれが平たく言えばガタがくる。その律令体制が衰退に向うのはいつであるのか。これも又なかなか難しいことであります。政府は苦勞して国家体制を立て直そうと頑張ります。奈良の都、平城京から京都府の長岡京に遷都し、10年程そこで頑張ります。結



局うまくいかなくて、次に京都の平安京に移る。これもやはり律令体制を立て直そうという事で頑張る。しかしどうもうまくいかない。何故うまくいかないかというと、財政の基盤がしっかりしなくなってきたという面があったんだろうと考えられます。政治の組織と経済的なシステムとを同じ土俵の上で論じることはちょっと不適當かもしれませんが、平安時代に入りまして間もなく荘園というものが、方々で開墾された田畑、そういうものを荘園といいます。そういうものが中央の貴族にどんどんどんどん寄進される。そして税金を払うことから逃れようという風潮になって来ます。そういう寄進地系の荘園がどんどん増えてきて、そして荘園制度というものが段々確立していく。そういう時期、これが9世紀の後半から10世紀初めにかけての頃ですが、そういう時期がどうも律令体制が終焉に向った時代ではなかろうかというふうに思えます。

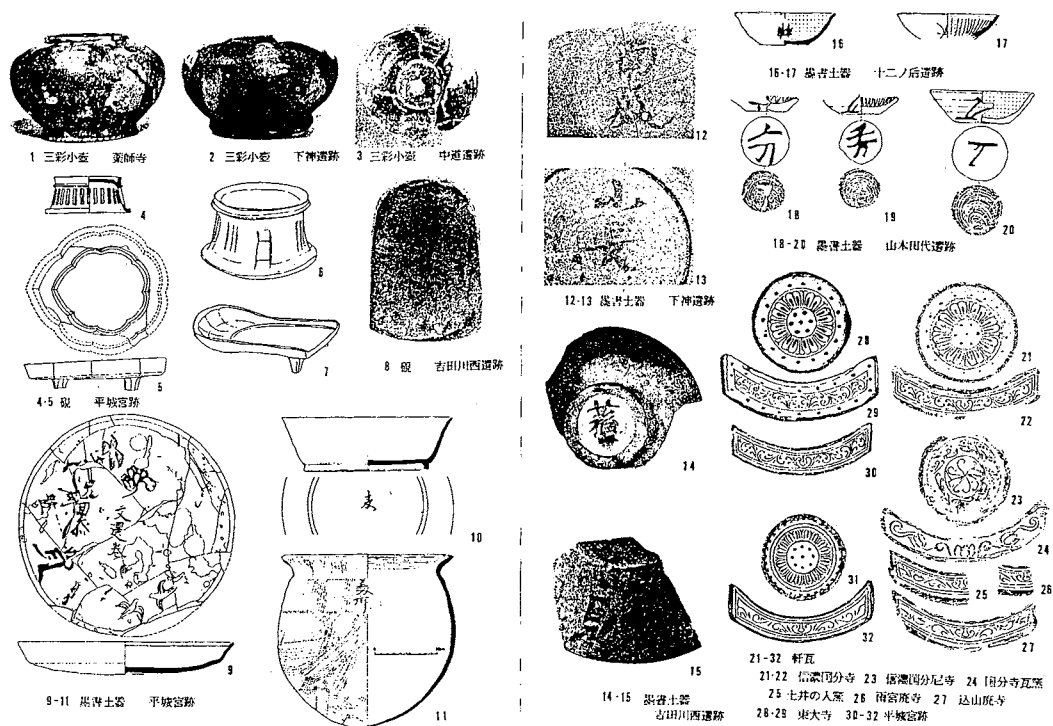
これは、勿論、文献史学の方からの見解ですが、考古資料でもそういうことが言えるものがございます。そういうものをいくつか取り上げたいと考えます。まずこの奈良時代、この瓦塔が造られました奈良時代の代表的なものはなんなのか、奈良時代の記念碑的なものはなんのかと申し上げますと、まず第一に先程から申し上げております大宝律令の制度でございます。これは文章によって編纂された法律、成文法典というふうに申します。岩崎先生の一番最後のページを御覧頂きたいと思います。後ろか5行目に軍防令という条項がございます。これが大宝律令の中の一ヶ条です。こういう法律が作られたんですが、この大宝律令の条文を細かく見て行きますと、約1000ヶ条あります。そうした法律に基づいて行政を行っていくということになりますと、その政治を行う機構が必要である。きちんとした機構が必要になります。それが都では、平城宮です。その平城宮が造られる。都にきちんとした組織があれば行政ができるかと言うと必ずしもそうではない。各地に色々な役所を造らなければならない。それが桐原先生のお話の中に出てまいりました国府、国衙です。国の下に郡衙があります。そしてその下に郷（里）がございます。信濃国は上国です。上、中、下の上国です。ですからこの国府の役人の定員は、奈良時代は階級が守、介、掾、目と四階級に分かれておりましてそれぞれ一人ずつ配置されております。ただし四人でこの信濃国全体を統治できるとは思えません。ですからこの規定以外の、色々な人達が国府に勤めていたにちがいない。信濃には郡が10ある。これも桐原先生のお話に出てまいりましたが、郡の役所、郡衙にも役人がいます。大領、少領、主政、主張というような、やはり四階級の役人が居ります。ですからそこに正規の職員でも4～5人おります。10郡あれば、これでも40から50人ということになります。そういう役人を、方々に配置しなければいけない。ようするに都城が造られた、そして各地に役所がつくられた。これが奈良時代の二つ目の特徴であります。それからもう一つはですね、『日本書紀』という歴史書が作られたという、これが三つ目です。国が編纂した「正史」、正式な歴史書が作られたということです。

もう一度申し上げますと、律令が制定された、都城が作られた、日本書紀という正史が編纂された、この三つが奈良時代の最大の特徴である。これが奈良時代を表す記念碑的なものであるということになります。何故こんなことが行われたかといいますと、当時の政府は一日も早く先進国に追い付きたいと考えていたわけです。その当時の先進国はどこであるかと申しますと、中国

の唐である。つまり大唐帝国に一日でも早く追いつきたいというふうに考えていたわけです。中国は当時、法律をきちんと持っておりまして、中央集権国家をきちんと打ち建てている。そして中心には都城がある。中国は革命によって王朝が交替いたします。そして新しい王朝ができますと前の王朝の歴史書を新しい王朝が編纂するというシステムになっております。ですからこうしたことを真似して、我国を東アジアの最先進国に持って行きたいというふうに考えていたわけです。

そもそもこのように考えるようになったのがいつであるのかということを見てまいりますと、推古天皇の31年に遣隋使と共に派遣されていた僧侶や学生たちの一部が帰国しまして、中国でのことを報告します。彼等は隋の時代に派遣され、革命で唐にかわってから帰国したことになります。『日本書紀』に見える報告の中の一文には「大唐国は法式の備わり定まれる珍しき国ぞ」という報告があります。中国は法律がきちんとしている国であると報告しております。その後我国も成文法典による国家統治を行いたいということで一生懸命頑張ります。そしていろいろな手順があったわけですが、最終的に出来上がりましたのが、大宝律令という法律である。では法律が出来たらもうこれでいいのかというと決してそうではありません。その法律を運用する人、上から下まで法律の内容を理解して、そしてそれを運用出来る役人が必要となります。そのための第一歩は何であるかというと、文字を知らなければならないということです。識字層をどんどんどんどん増さなければいけない。したがって徹底的な文字教育が行われました。ですから8世紀の遺跡からは文字を記した資料が非常に多く出てまいります。8世紀になりますとまさに爆発的に文字資料が増えます。木簡がございます。或いは屋根瓦に字を書いたもの、文字瓦という物がございます。あるいは漆を入れる容器に使った反古が出土します。これを漆紙文書と呼んでいます。こちらの吉田川西遺跡からも漆紙文書が出土しております。あるいは土器に文字を書いた墨書土器が出土いたします。資料をちょっと御覧頂きたいと思います。1ページの下の方に墨書土器をいくつか並べてございます。これは平城京から出土した物ですが10番のものには「麦」と書いてあります。これは麦の入れ物だったんだろうと考えられます。それから11番にはこれはちょっと難しいんですが「羹^{あつものどころ}所」と書いてあります。羹、要するにスープでございます。スープを作る役所でこの甕が使われていたわけで、役所の所在地が、こうした文字を示した土器が出土する事によって分かるという事もございます。それから9番のものは我々習書墨書土器というふうに呼んでおります。要するに字を習う、これにはいろんな字が書いてあります。よく見ますと、酒に浸ったというそんな事も書いてあります。それから「盤」という字があります。それから「盤」という字の上に研究の「研」という字がございます。これは硯に通じます。ですからこの器は硯を乗せて使った器である事がわかります。と同時に真中あたりに「文選巻」と書いてありまして文選、これは当時の役人が勉強しなければいけない教科書であった訳です。ですから、おそらくこの土器を使った役人は「ああ今日も家に帰って文選を勉強しなければいけないのか」とそんなふうに考えていたかもしれません。そうした物が随分たくさん出ます。たとえばこの数を申し上げますと平城宮跡からは、おそらく現在5000点近い墨書土器が出土しているんだろうと思います。

ところが、もう一つ前の藤原宮では、勿論発掘に要した時間も違いまして、藤原宮の発掘調査は20年、平城宮の発掘調査は30年と、10年の差はあります。けれども藤原京から出土しております墨書土器は100点に満たないんです。ですからもう10年掘ってもこれが5000になるとはとても考えられない。ですから藤原京という都が造られた7世紀、平城京という都が造られた8世紀、これは文字を使うということに大きな差があったということになろうかと思います。資料1右上を御覧頂きたいと思います。上の方に信濃から出土いたしました墨書土器をいくつか並べてあります。ただ信濃からは爆発的にという程はまだ出土していないんです。しかし最近出土し始めましたので将来かなり出土の希望が持てるのではないかと考えております。何と書いてあるのかよく分からないものもありますが、12番は南殿、南の殿これは意味深長な感じがいたします。この下神遺跡は大集落という事になっておりますが、この大集落の中で南の殿、南殿と呼ばれた豪壮な建物が設けられていたんだということになりますと、そういう所に住んでおりましたのは、やはりこの地方での豪族であったんだ、そしてその豪族はおそらく地方行政官に任ぜられた郡司階層ではなかったんだろうか。そうした郡司階層に徹底的な文字教育を行います。文字を知りませんと行政が出来ない。使い走りも出来ない。「どこそこに、これを持って行って返事をもらって来い」で何が書いてあるか分からないものを持って行って、いい加減な返事をもらっても困るわけです。文字が理解出来るというのは文字が読めて書けるだけでは駄目なんです。小学校一年生が指で一



参考図表I (森1)

字一字押さえながら字を読みます。意味が分からない。これでは困るわけです。ですから文字が理解できる人間を徹底的に教育して増やそうという、そうした時代であるということが言えようかと思います。この墨書土器が全国的に大量に出土しておりますが、これがおおむね8世紀と9世紀、そして10世紀に入りますとバタッと無くなります。この無くなるのは、荘園制度が確立する時期に一致しています。ですから政治体系といいましょうか、行政のシステムが変わるわけです。文字を下々まで書く必要がなくなる時代になっていく、そういう変換がこの墨書土器の出土の在り方からうかがえるのではないかと思います。

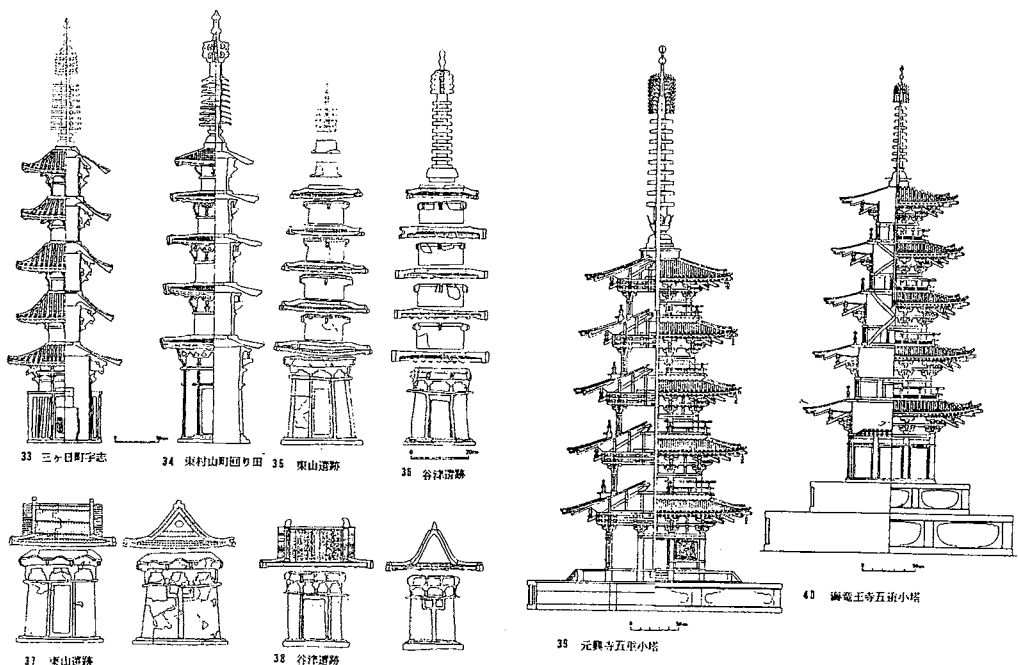
時間がございますので、いちいち申し上げませんが、たとえば14番は「蘇」と書いてあります。乳製品を入れた器であることが分かります。15番はちょっと薄くなっておりますが、長野県の「縣」、ただし古い字でですね縣という字が書いてあります。

この当時、律令体制に基づく行政が行われまして特に中央政府は東国に関心を持っておりますので東国に対していろいろな政策を行います。と同時に全国一律にいろんな行政を行うのですが、その中の一つが国分寺の造営です。国分寺の造営を考えつきましたのは聖武天皇ですが、聖武天皇は全国各地に国分寺を造りまして国家の安穩を祈ろうと考えます。で、それを考えましたのは天平13年という事になっておりますが、実際はもうちょっと古いようです。そして全国に国分寺を造らせるのですが、なかなかうまくいかない。命令一つで寺を造るということは出来ません。寺を造るということは大変なことなんですね。寺については七堂伽藍というふうに言います。南大門、中門、塔があって金堂がある。講堂がある。鐘楼がある。経蔵がある。そしてお坊さんが住まいする僧坊があって、食事する^{じき}食堂があるということ全てを建てましたら今ならさしずめ何百億円というお金がかかるわけです。ですからなかなか出来ない。それをまかされたのは各国に派遣された国司です。彼等は中央政府から派遣されて来ます。彼等は、あわよくば任期が過ぎて国分寺の造営に拘らなくて大和へ帰りたいと考えていたかもしれない。しかしそうは問屋が卸さない、というのが中央政府の考えでありまして天平19年に非常に厳しい命令を出します。「国分寺造営の意義については既にお前達はよく承知しているはずである。これは国家を守る事である。にもかかわらず国分寺がなかなか出来ない。これは国司が怠緩という字が使っております。怠緩む国司達が怠けているに違いないんだ、それではいけないんだ、とにかく造れ、もしお前達の手だけで出来ないのなら、郡司達の力を借りて造りなさい」と言っております。各郡の郡司には、各地域の豪族達が任命されております。そういう人達の助けを借りてでもいいからとにかく造れ、で仕方なく国司達は造り始めるわけです。そして追いかけるようにして中央政府から国分寺造営の進捗状況を調べる為の役人が派遣されて来ます。もうこうなったらどうしようもないわけで、国分寺の造営工事が急ピッチで進みます。天平勝宝8年に、聖武上皇が崩御されます。翌年天平宝字元年には一周忌を迎える。その一周忌の法要までには絶対に造れ、再びそういう厳しい命令が出ます。ということは、逆に言いますとまだ国分寺の造営が進んでいなかったということになろうかと思いますが、先程から申し上げております天平13年にそういう命令が出て、そして19年に厳しい督促令が出、更に天平勝宝8年に再度そういう命令が出る。勿論その間にもいくつか出

ているわけですが、大きく取り上げますとそういう三つの催促令が出て来ております。そうした状況を見ていきますと、こちらに伺いながらこんなことを言っただけなんです、信濃国というのはそういう状況が非常によく現れているというふうに考えられます。21番は信濃の国分寺の仏堂の屋根をふきました。軒丸瓦であります。22番これは同じく国分寺の屋根をふきました軒平瓦であります。隣の28番、30番を御覧頂きたいのですが21番と28番これは、もう拓本同士を比べますとどちらが信濃国分寺の瓦で、どちらが東大寺の瓦か分からない位よく似ております。30番と22番を比べますとこれも見分けがつきません。丹念に見ますと真中の飾りの左右に分かれております唐草紋が左右入れ代わっているんです。ですからこれ程良く似た物が、たまたま偶然の一致ということで信濃で出来るでしょうか。これはおそらく中央政府から技術者が派遣されて来たに違いない。要するに瓦を造るための技術者が派遣されて来たということは、寺そのものを建てるための大工さん達ですね。建築技術者も派遣されて来たんだと思いますし、仏像を造るための作仏工も派遣されて来たんだと考えられます。あるいは土地を整地して寺そのものの縄張りをするような技術者も派遣されて来たかも知れません。それから25、26、27これはこの地元出土の軒平瓦であります。これは国分寺で使われた物ではありません。32番を御覧頂きますと、平城宮跡で使われました瓦であります。これも非常によく似ております。ですからおそらく信濃国から都に連れて行かれた人達、そして都で造営事業にたずさわっていた人達が国分寺造営期に国に帰される。勿論豪族の下に仕えていた人達でありますから各豪族の元に帰る。そしてその豪族達は国分寺造営に協力すると同時に自分達のかかえている人達を国分寺造営の現場に派遣したのではないかと思います。当時の身分は細かくいえば40階に分かれておりますが、5位から上は貴族です。6位から下は一般官人なんです。しかし国分寺の造営に協力したということを報告すると位がもらえます。すると、開墾する土地の広さが広がる。たとえば普通は10町しか開墾できないのが100町開墾できるというようなメリットがあるわけです。そういうことがありますので、国分寺の造営に協力する。ですから天平19年の「もしお前達国司の力でできないならば豪族達の力を借りよ」という命令どおりのことが信濃の瓦を見ますとそこにあらわれている感じがいたします。

ですからそういう技術者が中央から派遣されてきていろんなものを造っていく。そしていろんな技術が上がっていく、それがやがて国内に広まっていくという形があったんだろうと思います。

本日の本命はあの焼き物の五重の塔であるわけですが、あれをあえて五重の塔と呼びたいと思います。あれは正しく塔であるわけですね。塔は何であるのか。塔というのは釈迦の舍利を祀る為の建物でございます。あの高い所に一本柱が建っておりますね。あの柱が下までずっと通っている。その柱が建っております心礎があります。その心礎に穴をあけて釈迦の舍利を納めます。そして朝、晩拝む。その為に造られたのが塔であります。釈迦の姿を仮の姿として表したのが仏像です。その仏像を祀ったのが金堂である。ですから必ずお寺には金堂と塔の二つがあります。そして金堂には仏像を祀り、塔には舍利を祀るという形である。お手元の資料に今まで復元された瓦塔を幾つか並べました。33番が静岡県の三ヶ日町から出土したもの、34番は東京都東村山市、35番埼玉県、36番千葉県ということで大変有名なものであります。右の2つを御覧頂きま



参考図表Ⅱ(森2)

すと一番下の所に柱が4本建っております。柱が4本あるということは柱と柱の間が3つあるということで真中に入口があります。どこの瓦塔を見てもみなこういうふうになります。ところが今回の菖蒲沢のものを御覧下さい。残念ながら入口がないんですね。じゃどうやって出入りしたんだろうか。これは出入りする必要はなかったというように理解すべきものです。先程、司会の方が最古の物が出土したと言われましたが、まさに最古のものなんですね。なかなか瓦塔だけでは年代を決めることはできないのですが7ページめの資料、ここに土器がいっぱいあります。こちらの研究者の方々の御判断では8世紀の第3四半期にかけてのものということです。この土器と一緒に瓦塔が出土したわけです。ですからこれは8世紀の第3四半期に造られました瓦塔であって、しかも入口が無いというそういう特徴的なものでございます。ということはこれは最初から舍利を中に納めて、そして組み立て拝むものであったということだろうと思います。ですからまさに塔本来の形を踏襲したものと思います。普通の塔でもこういう物はありません。無いということが私、このシンポジウムに何うに当りまして大変悩んだんですが、おそらくこれは某豪族が舍利を祀る為に造らせて、そして自分の邸宅で舍利を拝もうというふうに考えておっただろうと思う。ところが残念ながら何かの事故があって窯がつぶれてしまったという事で実際に使われなかった。ですからここまで計画してですね造られなかったということはないと思います。別の窯で同じような物が造られて、おそらくどこかへ供給されていただろうと考えます。しかもこれが8世紀の第3四半期ということでありますから瓦塔としてはごく初期の物であるわけです。

これ以後瓦塔というものは数多く造られるようになります。ということから考えますと、信濃においてこれと同じような物がどこかで、しかも望むらくはこの松本平のどこかで出てきたらというふうに考えます。是非この供給先を知りたいと考えます。何か御質問がございましたら、午後にお答え申し上げたいと思います。失礼致します。